

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(令和元年第 2 回有田川町議会定例会)

令和元年 6 月 1 4 日
午前 9 時 3 0 分開議
於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (16 名)

1 番	堀 江 眞智子	2 番	増 谷 憲
3 番	椿 原 竜 二	4 番	中 島 詳 裕
5 番	星 田 仁 志	6 番	片 畑 進 之
7 番	谷 畑 進	8 番	小 林 英 世
9 番	林 宣 男	10 番	殿 井 堯
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	岡 省 吾
13 番	森 谷 信 哉	14 番	新 家 弘
15 番	湊 正 剛	16 番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

7 番	谷 畑 進	9 番	林 宣 男
-----	-------	-----	-------

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (13 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	山 田 展 生	福祉保健部長	前久保 眞 次
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	森 田 栄 一	建設環境部長	鈴 木 幸 敏
総 務 課 長	竹 中 幸 生	財 務 課 長	中 屋 正 也
企画調整課長	細 野 正 人	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	井 上 光 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長	一ツ田 友 也	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

令和元年第2回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
9	増谷 憲	①風力発電施設について ②ひきこもり対策について ③ゴミ問題について
10	佐々木裕哲	①我が町の空き家率及び耕作放棄地率を問う ②小中学校の洋式トイレ（便座）の設置率及び今後の計画は ③我が町の文化財について問う

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12名であります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、一般質問を行います。

きのうに引き続き順次許可します。

……………通告順9番 2番（増谷 憲）……………

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君の一般質問を許可します。

増谷 憲君の質問は一問一答形式です。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

皆さんおはようございます。

一般質問をさせていただきます。

私は、今回三つの問題で通告させていただいておりますが、一つ目は、先の議会に引き続いて風力発電の問題について、二つ目はひきこもり対策について、当局の姿勢、そして施策について前へ進める立場から伺いたいのと、三つ目として、ごみ問題として緊急に対応していただきたいということで通告をさせていただきました。

それでは、第1番目の問題から質問させていただきます。

まず、風力発電施設についての質問ですが、（仮称）海南・紀美野風力発電事業者による説明会の日程がその後入ってきているかどうか、まずお聞きしたいと思います。

次に、この事業者による取り組みについてであります。どこまで進んでいるのか、把握されていたらお答えをいただきたいと思ひます。

次に、こういう状況の中で説明会もなく住民合意は得られる状況ではないと思ひますが、この機会に建設次第をもう明確に主張しても問題はないと思ひますがいかがでしょうか。

例えば、秋田県の由利本荘市の矢島町の鳥海山麓での計画では、住民説明会で住民の声を直接聞き、事業実施は難しいと感じたと事業者自身が事業を見送った事例もありました。

次に、風力発電機の出力を大型化させていく動きになってはいますが、大型化させるほどFIT法による買い取り価格がある関係上、利益も当然大きくなってまいります。ですから、例えば4,500キロワットで計算しますと、二、三年で建設費をペイでき、しかも投資や投機対象になってまいります。

現に日立製作所では、5,200キロワット、スペイン、アメリカの企業では既に1万キロワットの開発にも着手をしていると聞いています。そこで、広川・日高川ウィンドファーム、風力発電は、エコ・パワー株式会社が2,000キロワットの10基、広川町と日高川町の白馬ウィンドファームでは、1,500キロワットの20基、工事が始まった中紀ウィンドファームでは、2,000キロワットのどれかが今回出力最大3,400キロワットにあげる申請を出し、環境影響評価書も出して、既に審査会も最近開かれたとお聞きしていますが、このことについて、どの事業所のどの風力発電の出力をあげる計画になっているのか。そして、申請内容はどのようになっているのか把握していたら御説明をいただきたいと思ひます。

次に、エコ・パワー株式会社による中紀第二ウィンドファーム事業の説明会が開かれました。私も参加させていただきましたが、説明会の出席人数や質問のやりとり、一人1回しか発言させない姿勢など、こういうことについてどのような認識になっているのでしょうか、お聞きしたいと思ひます。

次に、風力発電や太陽光発電施設から仮に土砂災害や健康への被害などが発生した場合ですが、被害補償や救済についての責任の所在については、どこがもつことになるのかお答えをいただきたいと思ひます。

次に、やはりこれだけ大型化の発電件数が出てきますと、有田地方の自然環境はどうなるのか私は心配いたします。今後予想される大規模地震、ゲリラ豪雨などからも自由勝手に作らせてはならないと思ひますが、そこで、町独自に条例をつくって、ハードルの高い環境基準をつくり、住民合意を得る前にお金でけりをつけるようなやり方をさせないよう制度化を求めたいと思ひますがいかがでしょうか。これが第1問であります。

次に、2つ目の問題、ひきこもり対策について伺います。

このひきこもり対策ですが、さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、

就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことを指すと言われています。これは何も特別なことではなくて、何らかの理由で周囲の環境に適用できにくくなったときに、ひきこもりということがあり得ると言われています。

しかし、病気ではなくいじめのせいだとか、一つの要因で生じるわけでもありません。うつ病などの例えば生物学的要因、心理的要因、また社会的要因など、さまざまなことが絡み合ってひきこもりという状態になるとも言われていますが、ひきこもることによって強いストレスを避け、仮の安定感を得ているということになります。しかし、同時にそこからの離脱も難しくなっています。

ひきこもりは、そのような特徴のある多様性もったいわゆるメンタルヘルスに関する問題だとお聞きしています。さらに、何らかの挫折感を伴う体験や心的外傷となる体験が引き金となって社会参加への困難感が強まり、ひきこもりになったりもいたします。

社会ひきこもりに関する相談、援助状況実態調査報告では、ひきこもりになる平均年齢は26.7歳、男性が約77%、保健所で援助する上での困難さについて、かなり困難と答えたのが68%、今後必要な取り組みでは、回復後につながることでできる居場所や就労の場の確保が74%、相談にのる援助職への知識、技術支援の提供が66%、相談は家族からのものが72%、相談支援について、本人を支えての相談ができたのが7%と低く、家族と相談主体として相談を始めることが問題解決の上での重要であると指摘をされています。

そして、長期にも及ぶひきこもりで壮年期になってもひきこもりの状態が続き、自分の親が亡くなって自分一人になった場合の生活がどうなるかというケースも十分今後予想されています。

今年の1月27日の毎日新聞に、支援手探り8050問題という見出しでひきこもりの問題が取り上げられていました。それを言いますと、80代の親が50代のひきこもりの息子などを支えている現実があるということでもあります。自分が死んだら息子がホームレスや犯罪者にならないかとそればかり考えると、年金で生活できなくなった今日、子どもが食べていけるだけの資産を残すのは難しい、最後のよりどころになるのは生活保護だ、こういう現実があり、考えていかなければならない状況にあります。これは、特別な話でなく、誰もがこういうことになる可能性があるということでもあります。

私も過去に相談にのった事例があります。大学を卒業して、大手の会社で働いていたのに働けなくなり、実家に戻って今日までひきこもりの状態、また別の事例では、お父さんから相談を受けて自宅まで行ったら、お母さんとの話がうまく行かず相談にのれなかった事例もありました。本当は、家族の方は安心して相談にのれるところがあれば相談したいと思っているのではないかと思います。

県下には、相談できる機関があります。ひきこもり地域支援センターが和歌山ビッグ愛2階にあり、各振興局の中にある保健所での対応、各市町村ひきこもり一時相談窓口、当町ではやすらぎ福祉課の家庭支援総合センターが担当しています。民間などの支援機関では、県親の会など27団体、有田地域では有田地方で教育相談みらい有田親の会、有田圏域の障害者相談支援センターアレットがあります。しかし、相談できるところがこれだけあるのに、十分活用できていないのではないのでしょうか。

そこで、有田川町におけるひきこもりの状態を把握されているのか、まずお聞きしたいと思います。また、小中学校における不登校、ひきこもりの現状はどのようになっているのかも合わせて後ほどお答えいただきたいと思います。

2つ目に、町として具体的にどのような支援がされているのかお聞きいたします。

3つ目にひきこもり対策に取り組んでいる民間団体との協力体制はどのようになっているのでしょうか。また、有田地方にはひきこもりになった方が利用できる居場所がありません。せめて3町で協議し、有田町内に居場所をつくり、支える体制を検討されたいと思いますがいかがでしょうか。

そして、今後ひきこもりになったまま親を亡くし、一人になったときのことも考えた支援策の検討も今後必要ではないでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

最後の質問であります。前日の質問でいつも汚いところの重点地域の把握をされているかと問われて、国道424号、修理川地内でごみがたまっていること等も答弁されました。この問題について私は質問するわけですが、ここは数件の飲食店などが経営されていましたが、前店が撤退されて空き家などになっています。しかも、敷地内にごみが散乱しており、店舗内にもごみらしきものが散在しています。このまま放置すれば、国道への散乱はもちろん、走行中の車にも影響しかねません。風紀上もよくない。さらに、ごみ捨て場にもなってしまわないか心配します。きれいなまちづくりに向けて取り組んでほしいと問われたばかりですが、なかなか簡単にはいかないケースであります。地元区長さんからも相談に行っているはずですが、こういう状態で放置しておくのはいかがなものかと思いますが、まず、認識をお聞きしたいと思います。

地元の土地所有者と店を建てた方の間では、土地の賃貸借契約を結んでいますが、ここ数年間賃借料をもらえていず、建物撤去を求める裁判を起こして強制執行させるという判決まで出ているとお聞きしていますが、しかし、土地を借りている相手の方は、以前にも谷へごみを不法投棄し、指導されたこともありますから、簡単に話がつくとは思えません。いつまでも放置しておくのではなく、湯浅保健所、有田振興局建設部、そして環境衛生課、警察も入っていただいて、解決に向けて支援策をぜひともとっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

先日、国道対策特別委員会で国道480号岩野河地内を調査するためにおりた場所の側溝に、小型の冷蔵庫らしきものが放置されていました。このように、今ごみの不

法投棄は後を絶ちません。対策もなかなかないのも現状であります。不法投棄させないための抑止力が要ります。当町の取り組みとして、不法投棄監視パトロールを職員による風紀期間実施や、不法投棄が多発エリアには監視カメラを設置し、不法投棄者の検挙や不法投棄抑制を促すとなっています。また、不法投棄防止看板設置、啓発も行っていますが、実績はどのようになっていますでしょうか。

そして、さらに不法投棄対策の強化や今回のような事例に対応する支援策の検討が私はずっと必要だと思いますのでお答えをいただいて、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、増谷議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の風力発電施設(仮称)海南・紀美野風力発電事業者に役場から要望している各地区での説明会は、地元区長さんから説明会自体を受け入れてもらえない地区が多く、昨年からは進展はないということでもあります。

現在の状況は、これまでの経過もあり、地域で失っている信頼を取り戻し、事業の説明を聞いていただく状況をつくるよう体制の再構築に取り組んでいるとのことであります。

このように、各地区住民への説明会を受け入れてくれるよう事業活動を行っているところですので、法的根拠がなく役場から建設の中止を主張するようなことはできないと考えております。

広川町、日高川町での(仮称)白馬ウィンドファーム更新事業については、5月末に計画段階環境配慮書の縦覧を終えたところでもありますけれども、当町は環境影響評価の調査対象外区域であり、計画内容の説明をする立場ではないと考えております。

中紀第二ウィンドファーム事業の説明会については、30名ほどの参加者があり、騒音や低周波・景観などに対する質問が多くあったと報告を受けております。仮に事業による人的災害を受けた場合、賠償責任をとということであれば、当然事業者側にあると考えております。

規制条例の制定につきましては、太陽光発電施設に対する規制は昨年度より県が太陽光発電事業の実施に関する条例を施行したところでもありますので、まずこの規制の効果を見守りたいと考えております。

風力発電事業については、太陽光発電事業よりも高いレベルの国による広範囲の環境影響評価が義務づけられており、これを超える規制を設けようとするれば、多方面にわたる高度な専門的な観点からの考察が必要となりますので、現在のところ考えておりません。

次にひきこもり対策についての1点目の現状把握については、現状では、その家

庭内の事情等もあって、実数把握はできていない状況であります。

2点目の町としての支援策については、家庭支援総合センターにおいて、相談窓口を置き、広報等を行い、悩みがある方から相談をしていただける体制を整えているところであります。

本人や、家族の方に寄り添いながら相談を受けていく中で、これからの方向性を一緒に考え、適切な支援機関につなぎ、連携をしながら問題解決への、次の一步をサポートしております。

3点目のひきこもり対策に取り組んでいる民間団体との協力体制と支援策については、地域若者支援連絡会議に参加し、連携のための意見交換等を行っております。

次に、ごみ問題についてでありますけれども、現場は国道424号沿いでありますので、道路管理者であります和歌山県にも報告をしているところであります。ごみの処分については本来、個人責任において果たす責務でございます。これを相当に差し迫った危険などが無い限り、行政が後片づけをするようなことはできないと考えております。

不法投棄されたごみの処分は土地の管理者に転嫁されてしまいますので、啓発看板や監視カメラの設置箇所をふやすなどの対策を行っているところであります。

今後も個別の事案に応じた対応をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

増谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

不登校対応についてでございます。

教育委員会としては、不登校がひきこもりにつながらないように現状を把握し、解決できるよう最大の手立を行っているところでございます。年間30日以上学校に来ることができない不登校児童・生徒数は小中学校合わせて平成30年度実績で34名、率にして1.69%となります。日ごろから、担任や教職員と連携することはもちろん、スクールカウンセラーの面談等を随時行っているところでございます。

不登校は、いろんな原因があると思います。保護者との意見交換から、平成15年から臨床心理士による相談型適用指導教室ブルームを開設し、平成30年度の相談件数は、児童・生徒の相談件数112件、保護者の相談件数は250件でした。また、平成28年度からは通学型の適用指導教室ファインを開設し、5名入室をしているところでございます。

今後とも、不登校児童・生徒や、その保護者のニーズに添えるよう対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再質問させていただきます。

まず、風力発電の問題であります。情報の収集、提供について伺いたいんですが、FIT認定制度のもとで、経産省だけは事業者に関する情報を現実独占しているわけなんです。関係自治体や住民に何ら必要な情報が知らせてない、これが現実です。ですから、政府エネルギー庁は、事業者情報を一定程度関係自治体の問い合わせに応じて情報を提供するようになっております。このことは御存じでしょうか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

環境影響評価に対しての情報は、国のほうからも来るようになっていますが、それ以外のことは来るようになっていないとは知りませんでした。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これ、2015年8月から出されてるんですわ。必要な情報はやっぱり関係課取り寄せいただいて、関係する風力大綱はもちろんですけども、さっきお答えする立場でないと、隣接したところも、ぜひ情報を取り寄せてほしいんです。でないと、大型化がどんどん進んできている中で、特に白馬山系じゃなくて、修理川とかあっちのほうの広川から来たやつが、事業変更で規模拡大、出力ワット数ふやす計画になってくるのが、これが今後ウィンドファームの関連も含めて出てくる可能性が十分あると思うんです。ですから、事前に知ってどういう状況にあるかというのを把握する意味でも、そういう情報もつかんでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

その情報もつかむようにしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

それで、そういう情報が手に入ったら、ぜひ議会へ提出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

やはり、今、環境影響評価あります。そこで影響のある地区の内容はお伝えしたいと思えますけども、環境影響評価で地区外となっておる内容については、ちょっとお答えにくいと考えております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ですから、今後、先行している事例に沿って、そういうことつかんでおく必要があるので私が質問したんです。そういうこと踏まえて検討しておいていただけますか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

はい、検討はしてみたいと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、第二ウィンドファーム事業について伺います。

先ほどの説明会の認識について問うたんですが、そういうふうにあったということだけしかお答えなかったの、説明会のあり方、参加人数などは、海南・紀美野風力発電事業の説明会のときと全く同じような状況でした。そのときは、町の出席者の方も批判的に発言されていまして。これでは、まともな説明会とは言えない内容だったという認識だと思ふんです。しかも、発電規模も幅広い範囲の設定で、条件が違い過ぎるのに、このことについて参加者から質問しても、何キロワットの計画にするのかも明らかにしない。これでは、いかにも不親切だと思ふんですが、どうですか、町長。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この会社については、もう前々からそういう状況であって、なかなか業者の説明も定かでないということで、いろいろ要求をするんですけども、なかなか今まで改善というか、具体的なことは全然こっちにも伝わってきません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

町長、私今聞いたのは、（仮称）海南・紀美野風力もそうですけども、第二ウィンドファーム事業のことについて、今お聞きしたんですよ。その計画も、2, 000から3, 400の極めてあいまいな範囲の設定で言ってるわけです。だから、今お聞き

したんですけども、どうですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

第二ウィンドファームの大きなるやつ、僕のところへ全然説明ありません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ですから、そこを住民の方も心配されているわけでありまして。

既に稼働のものも3,400キロワットに変更する申請が出てきますから、これは、今後の第二期ウィンドファーム事業についても、そういう方向になってきますので、ぜひ情報をつかんでいただきたいと思います。

それで、このところにかかわって、福島県のいわき市の三大明神風力発電事業があります。ここでの評価準備書の公表後に、評価書が作成されている段階になって、風力の出力を2倍にするなどの事業内容の変更が行われて、自治体も含めて関係者はもう意見を言えなくなってしまったんですよ。こういうことが起こらないか心配してるんですが、このことについてどう思いますか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

やっぱり、こういう大きな事業、国のいろんな規制をクリアしてやっていく中で、別に町のほうから、これはもう絶対とめられるというものではないと考えてます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

だから、こういう規模を拡大する場合は、やっぱり住民説明会は絶対必要だと経産省も言ってるわけでしょう。だから、変更したら変更した場合の住民説明会もきちっとさせるといふ姿勢で町長いいんですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それは、説明は今後していただくと思ってますし、これはそこの地区の関係者には説明を丁寧にするという扱いです。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ですから、今後、今工事始まったウィンドファームの第1期工事と、それから第2期のウィンドファーム工事の、もし出力ワットの変更申請が出てくれば、きちっと議会にも報告していただいて、住民にも説明会をもつように指導していただけますか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それは、今も指導しているところです。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、規制の問題なんですけども、本来、地域の環境維持と地域経済の貢献にふさわしい事業となるよう努めるというのが、行政に対する主だと思うんですけども、そうなりますと、事業者には義務づけるアセスなんかも強化することが求められてくると思うんですが、しかし、現状を中から見ますと、なかなかそうならないと。ですから、そういう意味では条例で規制していく必要があると思うんです。

住民とのトラブルを避けるということで、FIT法が改正されました。内容は、1つ目は事業内容が基準に適合していること。2つ目に事業が円滑、確実に実施される、見込まれること。3つ目に設備が基準適合する等の新認定基準を定めて、運転開始から廃棄までの事業の適正を確保する新たな事業認定制度ができています。認定を受けようとする事業者が策定する事業計画には、土地利用規制などのその他法令や自治体条例などの遵守規定が盛り込まれています。これにより、関係法令等に違反し、自治体からの指導や命令等が行われた場合、FIT法においても経産大臣による改善命令や認定取り消しなど措置がとれるようになっていきます。ですから、条例をつくってFIT法で認めていただいているわけですから、大事だということになるんですが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

これは、先ほども言うたように、国が非常に厳しい規制をかけてますので、それ以上、町がかかる必要はないと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

だから、経産省も全国でトラブルが起こってきた中で、新認定基準を定めて制度をつくったわけですよ。自治体の条例でつくれば規制できますよと認めているわけですよ。その点どうですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今のところする考えはございません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今後いろんな問題起こってきたら、町長対応できますか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

もちろん事業者とそこの地区の関係者、住民との話し合いの中で解決をしていけるものだと思っています。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

町長、そんな甘いもの違いますよ。業者、何してくるかかわらんような業者多いんですから、その辺しっかり認識しておいていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

いろんな業者あることは認識しております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひ、それを検討していただきたいのと、それから、既に稼働しているものについても、6カ月以内に適切な保守管理や情報の提供、法令、条例の遵守などについて記載した事業計画を提出しなければならない、新認定事業者と同様の法例遵守義務が課せられているとなってますから、既にやっている業者についても対応できるということですので、ぜひ認識していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

認識しときます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○ 2 番（増谷 憲）

環境省ですが、風力発電導入と環境保全の両立を図るために、早期の段階から関係者との調整のもとで風力発電の導入を促進し得るエリア、環境保全優先するエリア等を設定するゾーニング手法、これは、例えば町内の土地利用について、一定の許可や禁止令、条件をつけながら、住宅地域や工業地域などに分割していく制度であります。このゾーニング手法が有効とされています。2016年度から風力発電にかかるゾーニング導入可能性検討モデル事業を実施し、2018年3月にモデル事業の成果を踏まえたマニュアルをつくって公表し、自治体にも周知されているとお聞きしていますが、建設環境部長どうですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

存じ上げません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○ 2 番（増谷 憲）

ぜひ調べていただいて、入手していただいて議会にも提出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

検討したいと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○ 2 番（増谷 憲）

次に、再生可能エネルギーの生産手段のことで、地域の住民や二川でも例えば小水力発電で市町村がもっているようなことが大事だと思うんです。全国的には、住民が主体となって小規模の発電施設を運営し、市町村や地域経済にも貢献している事例がたくさんあります。また、市民協同発電所全国フォーラムも開催されてきておりますので、ぜひこういう市民発電や全国フォーラムに担当課の職員の皆さんが参加していただいて、住民主体の発電について勉強していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

その会自体も存じておりませんので、内容を調査しまして、必要であれば参加する。

その辺の検討をしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

これだけ発電の計画が起こってくるのは、やっぱり山がなかなかお金にならないという問題ありますので、やはり全国の林業活性化で取り組んでいる事例がたくさんあります。今度、産業建設住民常任委員会でも岡山県の林業で活性化している村を視察に行くんですが、ぜひそういう全国的な事例を見ていただいて、スギやヒノキの単価なんかも安過ぎるので、単価の保障なんかも含めた林業対策もしっかり検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

ぜひ参加して勉強したいと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、ひきこもり対策について伺います。

専門家の中では、ひきこもりになる若者というのは、これ以上、自分が傷つかないために最大限の自己防衛しているという認識に立ってほしいと指摘されています。ここに関係者は熱い思いをもって接してあげることが大事だと思うんですが、そこで先ほど答弁でもあるように、状況を把握されていないのですから、関係機関との連携が不足しているというように感じます。ですから、行政、保護者、親の会など、関係団体との密接な連携をとっていただきたいのですが、せめて県や民間団体、近隣市町村などに問い合わせをしていただいて、何件の相談があって、どのように対応しているかぐらいつかんでいただいて、関係者が集まって対応できるような行政が音頭をとって、そういう連携の場をつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

その相談体制なんですけども、先ほど町長答弁のあったとおり、我が町においては、家庭支援総合センターというところ専任職員2名で相談体制を受けております。2名になった平成29年度から電話相談は3件しかありません。この原因というのは、余り近くのところに相談しにくいかなという事案もあるかなと考えてまして、県のひきこもり相談センターとも連携しながらやっていきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひ、連携とってしっかりと状況もつかんでいただいて取り組んでいただきたいと思います。

小中学校の不登校のことでちょっとお伺いしますが、旧中央保育所の不登校児の居場所をつくっておりますよね。そこに、例えば何人も来られたら対応できないということをお聞きしたと言ってるんですが、もしそういうことで対応できないのであれば、何らかの対策も要るのではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

今のところ専従と言いますか、常駐しているのは教員免許をもったもの一人です。そこで、何人来ていただけるかというのはわからないので、登録はしてという形になるんですが、そういうふえるときには臨時の職員というのを、それも教員免許をもったものなんですが、2名雇用できるという体制をとっております。

それと、学校へ行かないからその適応指導教室へすべていざなえるのかというたら、そうではありません。もちろん、不登校の理由の中にはいろんな理由があります。細かい糸が絡み合ったような原因から、太いのが絡み合ったような原因から、いろいろあります。基本は、子どもたち、そういう不登校の子どもたちは学校へ行かないのではなくて行けないという状態、それをほぐしてやるというのがあります。

なので、原因が幾つもあるように、そのほぐす方法というか、ほぐす方策もいろいろ考えなくてはならないと思っております。なので、この子はスクールカウンセラーと相談して学校へいざなうのがいいのか、適応指導教室にいついざなうのがいいのか。また、相談型がいいのか、通学型がいいのか、いろんな選択肢を与えてこそ、解決していく糸口ができるものだと思っておりますので、そういう形の中で、またそういう子どもさんをお持ちの保護者とも話しながら、いい方法をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから、ひきこもり対策の一つとして、若者が自立できて生活できるようにもっていくことが大事だと思いますが、そういう意味では就労支援も大変大事だと思うんです。仕事のあっせん、ハローワークとの連携などをとっていただいているかどうか。もし、とっていただけていない状況であれば、対応していただけるかどうかもお答え

いただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

今現状では、相談があった方については、次、保健所とかへつなげてもらってま
すけども、それに対する直接の対応、体制は今のところ組めていません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

じゃあ、ぜひとも検討していただいて、対応とれるようお願いしたいと思いま
すが、どうですか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

低所得者の支援については、県の有田振興局の福祉事務所のほうで取り組むよう
なってますので、圏域で考えていきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、ひきこもりの方々の居場所づくりについてであります。現在、町内には居
場所というものが無いと思うんですが、せめて有田川町、湯浅町、広川町の連携で、
1カ所ぐらいそういう居場所がつかれないのか、また、体制をとって検討してもらえ
ないかどうかということなんですが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

居場所ですけども、確かに有田圏域の居場所は今のところありません。和歌山市と
かには民間で頑張ってやってくださっていることもあるんですけども、なかなかひき
こもりの居場所への制度的な支援というのが国も県もないので、その辺のレベルの支
援が受けられるような方策を要望して行って、できるだけ有田圏域でも考えていき
たいと思っております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひ、そういう連携の話が前へ進んで行って、つくるとなったら、ぜひ、有田川町
内につくるよう検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

今、障害者の地活のものも1市3町で連携やっってるんですけども、多分1市3町の広域で考えていくと思います。できるだけそうなったときは、有田川町へ設置できるように努力はしたいと思ってます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この問題の最後に、ひきこもりの方の年をとってきて、いわゆる親御さんが亡くなった場合、深刻な問題が出てきますよね。ですから、毎日新聞も8050問題として指摘したわけですが、この壮年層の問題も、ぜひ今後検討していただきたいと思うんですが、これは1市3町でもいいし、担当の当町だけでもいいんですが、その点検等していただけるかどうか、お答えをいただきたいと思うんですが。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

今、ひきこもりじゃなくて高齢者のほうの実態調査というのを地域包括支援センターで訪問調査をやってます。そこで、8050問題の方の話も出てきまして、そうなるとかかわっていきけるんですけども、なかなか言うたとおりに相談が入ってこなければ、うちから押しかけていくというのは難しいこともありまして、できるだけその辺も検討はやっていきたいと思ってます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

最後にごみ問題について伺いますが、先ほどの町長の答弁では、差し迫った危険性がない限り難しいという御答弁だったと思うんですが、しかし、この相手の方というのは、町長さんも御存じだと思うんですが、普通に話がしても理解が得られにくいという方だと思うんですよ。その点はどうか認識されてますか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

その理解を得られる、その人の性格までわかりませんが、ただ、行政が取りに行けば、必ずほっちゃうと違うんや、必ず欲しいんやと言われると思います、あの人の性格から言えば。そう言われれば、今の行政はほんまに差し迫った危険がない限り、

なかなか手をつけるというのは法的に、今非常に難しいのかなと考えております。県ともいろいろ相談、建設課がやっている、写真も見せてもらいました。非常に有田川町としてはみっともない、あんなことあってはならないと思うんですけど、あれ個人の持ち物で、それ欲しいんやと、あの人がやったがわずに、取るぞというたら欲しいんや、使うんやという権利が返ってくると思います。そう言われたら、行政としては今のところ手の出しようがない。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

しかし、町長も写真見られたわけでしょう。あれは、あのままの状態で済むということは考えにくいと思うんですよ。第三者も放っていく可能性もあるし、さらにごみがたまって行って、道へ自然に散らかったり、一番心配するのは火事なんか起こったら、誰が責任もつんよってわかってたのにならしたら悪いので対応を求めたいと思うんですが、今の町長の答弁は、有価物の話だったと思うんです。財産やとごみは、そういう話を出されたら困るというお話ですよ。でもね、違うんですよ。

厚労省では、有価物は廃棄物でないと判断しているんですが、循環型社会形成通信基本法ってあるの御存じですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

内容までは理解しておりません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この推進法では、第2条に有価、無価を問わず、廃棄物等として定義しているんです。第2条の第2項の1号に、どういうものかということで定義をつけてるんですが、廃棄物しかないです。中裕さん御存じですよ、場所は。そういう話になったん違うんですか。廃棄物と書いてある、有価物と書いていないんです。だから、有価物であろうと、そうでないものと取り締まりできるんです、これで。だから、これを盾にとって取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

また、その方式も研究したいと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

裁判起こされて、判決が出て、強制執行するとは言ってますが、しかし、相手の方があなので、強制執行しようが何しようが動かないと思いますので、ぜひ今言うた循環型社会形成推進基本法に基づいて対応を求めて、関係団体等で協議していただいて、取り組んでいただきたいのですが、再度、お答えをいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

基本的には、やっぱりごみというのは自分で始末してもらうのが基本ですけど、ああやって放ったらかしになれば、また、区の関係者とも、もう一回本人にももう一回部長にあたらせてとってもらう努力はさせてもらいたい。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

基本は話し合いですから、それで済めばもう問題ないんですが、そうでなかった場合、ついさっき言った立場で取り組んでいただいて、今後もこういうことが起こらないとも限りませんので、そういうことで対応できる対策ぜひ検討していただきたいと思うんですが、町長どうですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

いろんな今後のことも含めて、一回研究してもてやらせていただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

不法投棄させないための対策として、抑止力の問題として、監視カメラの問題も先ほど町長ちょっと触れましたが、町内には監視カメラ3台しかない、使っていないの3台しかないということなんでしょうか、確認したいんですが。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

役場の保管しているのは3台です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ぜひ、修理川の問題解決するまでは、この監視カメラの設置も含めて検討していた

だけないかどうか、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

保健所にも2台ありますので、どちらかでするように検討したいと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後に、パトロールの話も昨日の質問でもありましたけども、引き続いてパトロールの強化も求めておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

ことしからふるさと見守り隊ということで、週に2日程度シルバー人材センターのほうでごみの監視を行っております。一昨日、栗生のあたりでもごみを収集したみたいなので、それを今は6月から9月の3カ月ですけども、何らか広げていけたらと考えています。

議長（殿井 堯）

以上で、増谷憲君の一般質問は終わりました。

……………通告順10番 11番（佐々木裕哲）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、11番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

佐々木裕哲君の質問は一問一答形式です。

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

議長の発言の許可が出ましたので、始めさせていただきます。

まず、質問に入る前に、私の質問は実は昨日だったのですが、近所に不幸事があり、議長の計らいで今日に変更させていただきました。それに対して、皆様方に御迷惑をかけたことをおわびしたいと思います。

では、質問に入らせていただきます。

私の質問は3項目について質問します。質問に対し理解していただき、明確な回答がいただければ、できるだけ早く終わりたいと思います。

まず1番目の質問ですけども、我が町の空き家率及び耕作放棄地について、現状とこの対策として、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

我が町も人口減少、少子高齢化が特に中山間地区で急速に進み、それに比例して空き家及び耕作放棄地が目に見えて増加しております。各地区の現状と今後の対策等を

お聞きしたいと思います。これが1番目の質問でございます。

続いて、2番目の質問ですが、小中学校の洋式便座トイレ、特に洋式の便座の件なんですけども、現在の設置率及び今後の計画等をお聞きしたいと思います。

続いて、3番目の質問ですが、我が町の文化財についてお聞きしたいと思います。まず、吉備庁舎前の野田四郎翁の石碑についてであります。

以前、藤並神社の裏というのか、老人憩いの家のそばに建立されていたときは、石碑に書かれている字が見やすかったのですが、今は白くてわかりづらいとのことで、何とかできないかというのが町民、特に文化財に関心のもってくださっている方の御意見でございます。この石碑は読みづらく、なかなか漢字も難しいんですが、石碑の横の案内板、皆さん何て書かれているか見たことがありますか。なければ、一度目を通してください。この野田四郎翁は、有田地方、特にこの有田川町出身なんですけども、すばらしい人物で明治時代にこのような人物がこのようにいたのかと心打たれます。

野田四郎については、いろいろ調べてみますと、天保11年、1840年に有田郡の野田村、今の野田区ですけども、そこで生まれ、明治時代、有田郡長として有田の発展に尽力された政治家であります。郡民から実父のごとく慕われ、まれに見る名郡長と称されていました。野田四郎は、幕末の解放論者であり、菊池海荘に学び、濱口梧陵とも親交があり、時の内閣総理大臣を務めた山縣有朋とか、福沢諭吉、陸奥宗光と親交もあり、明治2年に有田郡の殖産の元締め就任されました。

私財をなげうって、郡内に製茶場、また二川に蚕の伝習所等も開設し、特に地域産業の開発、振興に尽力され、明治16年から20年間にわたり有田郡長を努め、その間、道路の改修、産業振興、ミカン類の品質、改良、そして体育の奨励、特に教育の振興に力を入れ、多大な功績を残されたと言われております。郡長をやめるとき、全ての有田郡民がこぞって金品を集めて送ろうとしたのですが、かたく固辞されたため、そのかわりに560町歩に及ぶ地に記念植林が行われました、そのお金で。その美談は、時の明治政府の官報にも登録され、日本国内に紹介され、山縣有朋が「かくのごとき実に町村実施以来、快挙にして自治の精神を高きこと、自治の模範とすることに足るものなり」と高く評価されております。また、「野も山も林となりて君の名は、花たちばなの高くかほれ里」と歌を送りました。

これは、明治政府は幕末から一遍に開発が進んだわけなんですけど、開発するばかりでなく、植林して自然を大切にしていきなさいということが、そのときに野田四郎が高く志していたそうです。本当に、野田四郎は有田のために尽力されたと書かれています。この石碑は、平成25年3月に藤並神社の横から吉備庁舎の前、駐車場のとこに移されたのですが、私も見ても何書いているのかさっぱりわかりづらい、どうかあれ、何とかできるということなんですけども、一遍町民の方にわかりやすい、また、こういう人物がこの有田に、有田川町におったということを知らせてあげるためにも、一つよろしくお聞きしたいと思います。

それと、文化財の件についてですけれども、次のことです。天然記念物、天然記念物はいろいろあるんですけれども、この規定は町、県、国は申請の仕方が異なるか、また、その基準がどうなっているのか。また、申請手続はどのようになるか、これをお聞きしたいと思います。

1 回目の質問はこれで終わります。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、佐々木議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員御指摘の空き家率ですけれども、総務省統計局が5年に1度行っている住宅・土地統計調査によりますと、直近の調査結果が出ているのは平成25年では、有田川町は14.42%となっております。ただし、この調査は、調査区を限定した抽出調査であるため、実情とは異なる可能性があります。また、地区別の数字も出ておりません。

耕作放棄地率については、平成30年度の利用状況調査によりますと、有田川町全体で19.53%であります。旧町別に見ますと、清水地域では36.54%、金屋地域で22.89%、吉備地域で8.65%となっております。一般的に、農山村への移住希望者は、趣味や所得源として、農林業に関心が高い傾向にあります。

一部の自治体では、地元農業委員会が、農地の権利取得にかかる下限面積要件を緩和し、空き家に付随する農地を取得しやすくする取り組みを始めています。その上で、空き家バンクの仕組みを連携させ、農地付空き家の情報提供を行い、移住者を呼び込んでおります。有田川町といたしましても、そのような事例を参考にしながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に小中学校の洋式トイレの設置率及び今後の計画につきましては、教育長より、また我が町の文化財については部長より答弁をさせたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

それでは、佐々木議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

小中学校の洋式トイレの設置率及び今後の計画でございますが、本年度における町内小中学校の洋式トイレの設置率については、男子トイレが45.5%、女子トイレが46.9%となっております。これまでも、平成28年度繰越事業として、金屋中学校のトイレ改修を実施するなど、国の交付金を受けて計画的に洋式化を進めているところでございます。

本年度より、設置率の低い八幡小学校において、トイレ改修事業を計画し、現在、

交付金を要請をしておるところでございます。今後も、計画的にトイレの洋式化を含めた環境整備に努めてまいりたい、そういうふうに思っております。

文化財関係につきましては、部長のほうから答弁をいたします。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

それでは、佐々木議員の御質問にお答えさせていただきます。

吉備庁舎前の野田四郎翁の顕彰碑については、議員御指摘のとおり、何が書いているのか読みにくい現状です。これは、数年前に設置した際に、碑を洗浄したために汚れによる濃淡が起きてしまって、それで読みにくくなっているものだと思っております。それでは、その功績を後世までたたえ、しるべとすることの意味が薄れてしまうと認識しております。何らかの方法で文字のわかるように対応いたしたく思っております。

そしてもう1点、天然記念物のことについてでございます。天然記念物は、文化財保護法で指定された文化財も一緒です。学術上貴重で、我が国の自然を祈念するものとして指定された動物、植物及び地質・鉱物、それらに富む天然保護区域を指します。

国の指定の基準は、動物は日本特有の動物で著名なもの及びその生息地など、植物は名木、巨樹、老樹、奇形木、栽培植物の原木、並木など、地質・鉱物は岩石、鉱物及び化石の産出状態などです。

和歌山県及び有田川町では、国の基準を参考に和歌山県にとって、有田川町にとっての重要性を検討しながら指定を実施しています。

申請手続については、所有者または所有者の同意に基づいて行いますが、審議にあたり、事前に専門家による現地調査や意見聴取を実施した上で価値を把握し、文化財保護審議会に諮ります。また、本年度から文化財保護審議委員会の協力を得て、文化財の悉皆調査を開始しており、合わせて天然記念物についても調査を実施し、価値の高いものについては指定するなど、保護措置を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

皆、おのおの明確な答えをいただいたんですけども、若干また質問もさせていただきますと思います。

まず、1番目の空き家と耕作放棄の件なんですけども、まず、空き家率なんですけども、これは先ほど国の抽出調査であり、実情と異なると言われましたが、これからのまちづくりは現状をしっかりとしたもの調べないとまちづくりを緻密に、また真剣に進めることはできないかと思っております。

この調査をするのに、行政、また民間に委託してすると、相当なお金もかかるかと私は個人的にはそう思っております。そこで、ちょっと私個人的に思うんですけども、各地区の区長さん及び区の役員の方々にお問い合わせ、これはきっちりした数字、きちっと正確な100%別にそんなことが別に必要ないので、大体の数字は出てくるんじゃないかかろうかと思えます。

町の広報誌等も配布を区長さんをお願いしているので、この家は住んでいるのか、住んでいないのかとか、地区の役員さんが一番知っているではないかと思えます。そのようなことをして、今後一遍区の方に、区長さんをお願いしてそのような行動を考えている、また、考えるのか、その点ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

議員おっしゃるとおり、調査というのはなかなか難しいところあるんですけども、今おっしゃったように、区長さんとか近隣の方とか、関係者の人に御協力いただいて、確実とはならないとは思いますが、状況調査を今後進めていく方向で考えていきたいと思えます。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

そういうことで、これやってせなんだら、時の流れに任せてもう空き家ばかりどんどんふえてきて、また、個人の方もそれを、人の家というのは人間が住んで、人が住んでいけばこそ維持できるものであって、もう人が住まなくなれば、急速に老朽化もし、また家も傷んでくると思えますので、その後の処置をどうするのかと。これは、もちろん個人の財産でございますので、行政がどうせえとか、かあせえとか、これはもちろんそこまでは入っていかれないんですけども、しかし、これを何とかみんなで、またよその地区の方でも、これを利用してもらえれば、ある程度の町の活性化になるかと思うので、その点もう一度、部長お答えいただけますか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

空き家の利用につきましては、今、空き家については県の補助金もあるんですけども、ちょっと聞くとところに清水の地域であっても、テレビのケーブルがついてないところがあつたら、すぐその負担にかかるので、また、入りたいというてくれないということもあるので、そこら辺も含めて、空き家を利用していただけのように、行政のほうから、町から空き家を進められるところまでというたら、なかなか難しいと思えますが、移住してきてくれる方に対してのいろんな配慮というのを今後も検討してい

って、なるべく移住してもらって、空き家を利用してもらうような格好にもっていき
たいと考えております。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

その空き家の、私もちょっとある人が借りたいとか、買いたいとかいうことであっ
たんですが、ある物件があったんですけど、一番問題になってるのが仏壇が入ってた
ら、どんな立派な家でも、どんなに単価が安くても買えないということで、変な言葉
ですけど気持ち悪いと、その入る方が。とは言うて、年に一遍か、例えば盆に里帰り
してということ、それも手を合わせることも大事かと思うので、ここらの問題、そ
の仏さんの仏壇が一番ネックになってるんじゃないかなと思うんですけども、これは、
行政が仏壇をどうせいかということじゃないんですけど、これ一遍包括的に何かええ
方法考えられんもんですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

その問題、今までずっと難しいことなんですけども、今、固定資産税の資料の中
でも、空き家であれば、ほかに利用するようにしてみませんかということでチラシを入
れてるんですけども、そういうふうには空き家だけでも、空き家を誰かに利用してもら
おうかなって思ってもらえるようなお知らせとか広報しながら進めていきたいと思
います。なかなか、仏さんがあるところというのはいかないと思うので、それも考えな
がら、まずは空き家を使ってもらいたいなと思っている人が町のほうへも申し込みや
すいような状況をつくっていきたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

この空き家のことについては、とにかく一遍、いろんな方法で一遍考えてください。
出ないと、このままの状態ではふえるばかりになっていくと思いますので、よろしく
お願いします。

それと、この耕作放棄地なんですけども、これも吉備地区でもかなりふえてきまし
た。ときに、平地は別としてでも、しかし、平地でもうちの近くはたしでも、息子さ
んが町へ出ていったとかいうことで、ミカン畑もここ最近、5年ぐらいの間で相当枯
れた状態にほらくってると。また、近所からいろいろ虫が湧くさかいどうとかいうこ
とで、いろいろ問題もちよこちよこ起きてるのも事実でございますけども、先ほど町
長ちょっと言うたように、下限面積要件というのは、これ今まで農業しようと思った

ら何反とかなければあきませんね、そのことでしょう。これ、市町村によって、これは農業委員会のほうで決められるんですか、その点どうですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

有田川町では、吉備とか金屋とか清水とか、それによってかなり面積というのは異なってきます。清水地域のほうは、非常に低く設定してます。買いやすいようにとか、借りやすいように。それは、旧3町別々に設定してますから。これ農業委員会で諮って決められてます。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

今、町長がおっしゃられたとおりに今決まっているんですけど、その空き家を利用してくれる方についている農地に対して、その面積を下げて、1反にするとか、1畝にするとかというふうに考えて、移住してくれる方のためだけにとか、そこら辺はちょっとまだわからないんですけども、そこら辺もなるべく移住してきてくれた方に農地も一緒になって利用してもらうような格好で検討し、それから農業委員会のほうにもお願いしたいと思ってます。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

その下限面積の件なんですけど、これ例えばこの辺でも、もちろん清水も、金屋でもそうなんですけど、もう少ない面積でも、ある程度いろんな条件があつてですけども、耕作放棄地であれば、もう家庭菜園のつもりでも、例えば1反でも買えるとか、でない、これ農地、地目変更して買うとなってくると、また物すごく複雑なことになってきますので、何かええ方法でその土地を、もともと農地であっても、それが宅地になおすとか、雑種地に変えてなければ持てんとなってくると、税金の面でもいろんな面も変わってくるので、なかなか進まないと思うんですけども、これ何とか、これ今すぐといかないと思いますけど、農業委員会ともいろいろ対処していただいて、その辺どうですか、部長。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

移住・定住のことについては、近々にしていかなければなりませんので、その件につきましても、なるべく早くできるように検討して、農業委員会のほうへ説明していきたいと思えます。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

その点、例えばサラリーマンの方でも、農地として買えるようなことをすれば、かなりな皆が関心をもってくれると思うんですよ。ただ、農業としてせなんだら、これなかなか家庭菜園でも難しいと思うので、そこらのことも、これも考えていかなければ。ますます広がっていく、利用されないでそのまま放置される傾向になっていくんじゃないかと思いますので、その点一つ、町長自身もまたいろいろ考えてください。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

多分いろんな国の法律とか、いろいろの絡みもあると、研究させていただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

では、空き家と耕作放棄地の件は、それで終了させていただきます。

それと、2番目の洋式トイレなんですけど、計画では何年ぐらいまでそれ持っているんですか、目標にしているんですか。

○議長（殿井 堯）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

計画ではというのではなしに、学校の要望があります。一つの教育の教材の一つだと私は考えておりますので、学校の要望来てから、計画は立てるということになっておりますので、その要望によってちょっと変わってくるということでございます。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

学校の要望なければできないということで、それは、こちらからどうぞってしてあげればいいんですけども、費用もかかることです。まず、要望なければ前へ進めないと思うんですけど、要望あれば、できるだけ一つしてあげるようにしてあげてください。この件もこれで終わります。

それと、この文化財の件なんですけど、これ実は、今はここではちょっと、まだ指定なるやらなんやらわからないので場所は言えませんが、清水地区に天然記念物に、多分、これ私申請すれば通るといえるのか、指定になるんじゃないかなという大きな巨樹があります。これ、あるので所有者の同意に基づいて、先ほど言うた、もちろん所有

者同意なかったらこれ進みませんので、同意に基づいて申請したいと思うんですけど、そのときは一つ専門家、教育委員会、また文化財審議委員会の方々にお世話になる。それで、いろいろ決めてもらわな、こちらではどうこう言えませんが、その節、出す、多分出すと思います。その点どうですか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

先ほども答弁したとおり、今、有田川町の中でどれだけの保護していかなあかんものがあるのかというところを悉皆調査という形で予算割いていただいとりかかっているところであります。まず、うちのどれだけのものがあるのかというのを調査しないことには、それも守れないという形になりますので、それをしている最中がございます。そして、新しいそういう形の天然記念物についても、その時点で申し入れていただきましたら、専門家の意見を徴収しながら、指定できるものであれば保護していかなければならないものであれば、審議会に諮った上で保護していきたいと思っております。

ちなみに、町指定の天然記念物12件ございます。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

今、12件あるということなんですけど、また、申請をしますので、有田川町の名所じゃないですけど、恐らくおおつというものに、指定されればよそからも見にくてる、恐らく思いますので、一つよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（殿井 堯）

以上で、佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問がすべて終了しました。

本日の会議は、これで散会します。

また、次回の本会議は6月18日火曜日、午前9時30分から再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~

散会 10時50分